

産業建設委員会 資料 1－1 令和 7 年 1 月 2 7 日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課	総務政策委員協議会 資料 1－1 令和 7 年 1 月 2 7 日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課
---	---

宿泊税の検討状況について

1 検討状況について

(1) 検討・協議等の経過

① 伊勢市宿泊税検討委員会

伊勢市附属機関条例に基づき検討委員会を設置

【委員構成】

有識者 2 名、伊勢旅館組合 2 名、二見町旅館組合 2 名、伊勢二見民宿組合 1 名、
(公社) 伊勢市観光協会 1 名、伊勢商工会議所 1 名、観光関連事業者 1 名

② 経過

令和 6 年 9 月 4 日	第 1 回伊勢市宿泊税検討委員会
令和 6 年 9 月中旬	宿泊事業者へのアンケート調査の実施 宿泊事業者へのヒアリングの実施
令和 6 年 10 月上旬	観光客へのアンケート調査の実施
令和 6 年 10 月 28 日	第 2 回伊勢市宿泊税検討委員会
令和 6 年 12 月 27 日	第 3 回伊勢市宿泊税検討委員会

2 検討・協議の内容について

第 1 回伊勢市宿泊税検討委員会

- ・観光振興財源の先行実施自治体の制度概要
- ・宿泊事業者向けのアンケート内容の確認
- ・今後のスケジュールの共有

第 2 回伊勢市宿泊税検討委員会

- ・宿泊事業者や観光客へのアンケート結果の共有
- ・宿泊税の内容（素案）を基に協議

第 3 回伊勢市宿泊税検討委員会

- ・宿泊税の内容（案）の提示

3 今後の予定

令和 7 年 2 月 26 日	第 4 回伊勢市宿泊税検討委員会
3 月中旬	産業建設委員会と総務政策委員協議会へ報告

産業建設委員会 資料 1－2 令和 7 年 1 月 2 7 日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課	総務政策委員協議会 資料 1－2 令和 7 年 1 月 2 7 日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課
---	---

1 施策推進の方向性（案）

- ・ 宿泊客の増加
- ・ 宿泊割合の増加
- ・ 観光客、市民双方の満足度向上
- ・ 市民生活にも良い影響を与える「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地域づくりの推進

2 使用用途（案）

- ・ 来訪者の満足度、受入環境の向上
- ・ 観光資源の発掘、磨き上げ
- ・ 持続可能な観光地づくり

3 税制概要（案）

項目	要件
課税客体	市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納入
税額	1 人 1 泊あたり 200 円
免税点	なし
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合 1 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
見直し期間	原則 5 年ごとに内容の見直し
特別報償金	期限内申告・納入額の 2.5%